平成２１年（フ）第１５９１号
横浜市西区中央２丁目50番21―402号
債務者　新妻　守衛
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８８号
神奈川県大和市代官１丁目７番地17藤コーポ101号
債務者　吉野　晶子（旧姓大原）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９７号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区23棟503号
債務者　坂本　　香（旧姓和嶋）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７３６号
神奈川県藤沢市羽鳥１丁目６番22号　湘南ハイツ101
債務者　小助川清二
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７３７号
神奈川県藤沢市羽鳥１丁目６番22号　湘南ハイツ101
債務者　小助川　裕
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７３号
神奈川県藤沢市長後949番地の１　コスモＡｏｉ長後Ⅲ303号
債務者　笹原　清志
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７９号
横浜市港南区港南６丁目16番21号　コパーズアプト港南Ⅵ　ＰＡＲＴⅡ202号室
債務者　筒井　秀子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９３号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸６丁目６番11号　クレシアⅡ201
債務者　武雄　貴晴
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３号
秋田県山本郡三種町鹿渡字中沢新田140番地２
債務者　田村　大輔
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第５４号
秋田県山本郡三種町鹿渡字中沢新田140番地２
債務者　田村　聖子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第１８２９号
横浜市港北区篠原町2589番地３　第１金子ハイツ202
債務者　清水裕加里
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０２号
愛知県岡崎市柱５丁目１番地５　マンション宮崎東―１
債務者　千葉　浩樹
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
愛知県豊田市聖心町２丁目43番地７
債務者　樋江井恵理子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１６号
愛知県安城市安城町秋葉西３番地５　県営秋葉住宅15―206
債務者　岡田　有子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
岡山市南区福田174番地37
債務者　小川文美子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部